

制定 1999.05.21 文化観光部令 第 21 号
改正 2001.11.16 文化観光部令 第 57 号
改正 2004.06.12 文化観光部令 第 97 号
廃止 2006.10.27 文化観光部令 第 149 号
廃止 2006.10.27 文化観光部令 第 151 号

音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律施行規則を廃止する。

附 則(映画及びビデオ物の振興に関する法律施行 規則)

第 1 条(施行日) この 規則は、2006 年 10 月 29 日より施行する。

第 2 条(他の法令の廃止) 「映画振興法施行規則」および「音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律施行 規則」を各々廃止する。

第 3 条 ないし第 4 条 省略

附 則(ゲーム産業振興に関する法律施行規則)

第 1 条(施行日) この令は、2006 年 10 月 29 日より施行する。

第 2 条(他の法令の廃止) 「音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律施行 規則」は、廃止する。

第 3 条 ないし第 6 条 省略

制定 1999.05.21 文化観光部令 第 21 号
改正 2001.11.16 文化観光部令 第 57 号
改正 2004.06.12 文化観光部令 第 97 号
改正 2005.06.23 文化観光部令 第 119 号

第 1 条(目的) この規則は、音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律及び同法施行令で委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(等級分類の例外) ?音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律(以下“令”という。)第 5 条の規定による映像物等級委員会(以下“委員会”という。)は同法施行令(以下“令”という。)第 7 条第 1 黄第 7 号の規定によるゲーム物製

作業者または配給業者の申告を受けた時には直ちに評価機関を明示した申告済み証と等級分類写真評価用ゲーム物であることを表示する確認証を当該申告人に交付しなければならない。

?ゲーム物製作者または配給業者が令第7条第1項第7号の規定によりその性能・安定性・利用者満足度などを評価することにおいてそのゲーム物の評価施行方法は別表1による。

第3条(音盤等製作等申告等) ?法第26条第1項本文の規定により音盤等製作または音盤など配給業の申告をしようとする者は、別紙第1号書式の製作申告書または別紙第2号書式の配給業申告書に次の各号の書類を添付して**特別市長・広域市長または道知事(以下“市・道知事”という)**に提出(**情報通信網による提出を含む。**)しなければならない。 <改正 2004.6.12、2005.6.23>

1.法人登記簿謄本(法人の場合に限る。)

2.営業所(工場を含む。)**の賃貸借契約書写本(賃借した場合に限る。)**

2の2.営業所(工場を含む。)の登記簿謄本(賃借した場合として建築物台帳の所有者と賃貸借契約書の賃貸人が異なる場合に限る。)

3.製作施設及び装備の明細書(音盤等製作者に限り、賃借した場合を含む。)

4.事業者登録証の写本

5.事業計画書(音盤等配給業者に限る。)

?**法第26条第2項の規定による青少年ゲーム場業の申告をしようとし、または法第28条第1項の規定による複合流通・提供業の申告をしようとする者は、別紙第3号書式の流通関連申告書に次の各号の書類を添付して営業所所在地を管轄する市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長に限る。以下同じである。)**に提出(**情報通信網による提出を含む。**)しなければならない。

1.法人登記簿謄本(法人の場合に限る。)

2.営業所の**賃貸借契約書写本(賃借した場合に限る。)**

2の2.営業所の登記簿謄本(賃借した場合として建築物台帳の所有者と賃貸借契約書の賃貸人が異なる場合に限る。)

3.営業施設・機構及び設備概要書

?市長・郡守・区庁長は第2項の規定による申告書の提出を受けた場合には、直ちに次の各号の事項を関係機関に確認して関連法令の違反等の事項がある場合には、当該関連法令違反等を是正することができるように当該申告人にその違反等の事実を通知しなければならない。

1.**消防施設設置維持及び安全管理に関する法律第8条第5項の規定による防火施設等完備証明書発給の可否**

2.**電気事業法第66の2の規定による電気安全点検の可否**

3.学校保健法第6条第1項の適用対象になる場合、学校環境衛生浄化委員会の審議の可否

?**電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律第21条第1項の規定による行政情報の共同利用を通じて第1項及び第2項の規定による添付書類に対する情報を確認することができる場合には、その確認で添付書類に代えることができる。**

第4条(ビデオ物視聴提供等登録申請等) ?法第27条第1項の規定によるビデオ物視聴提供業・一般ゲーム場業・カラオケ練習場業の登録をしようとし、または法第28条第2項の規定による複合流通・提供業の登録をしようとする者は、別紙第4号書式の登録申請書に次の各号の書類を添付して営業所の所在地を管轄する市長・郡守・区庁

長に提出(情報通信網による提出を含む。)しなければならない。但し、電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律第 21 条第 1 項の規定による行政情報の共同利用を通じて添付書類に対する情報を確認することができる場合には、その確認で添付書類に代えることができる。

1. 法人登記簿謄本(法人の場合に限る。)

2. 営業所の賃貸借契約書の写本(賃借した場合に限る。)

2 の 2. 営業所の登記簿謄本(賃借した場合として建築物台帳の所有者と賃貸借契約書の賃貸人が異なる場合に限る。)

3. 営業施設・機構及び設備概要書

?市長・郡守・区庁長は第 1 項の規定による登録申請を受けた場合には、直ちに第 3 条第 3 項各号の事項を関係機関に確認して関連法令の違反等の事項がある場合には登録の受理を保留し、当該登録申請人にその違反等の事実を通知しなければならない。

第 5 条(施設基準) 法第 26 条第 2 項・法第 27 条第 1 項・法第 28 条第 1 項及び第 2 の規定による青少年ゲーム場業・ビデオ物視聴提供業・一般ゲーム場・カラオケ練習場業及び複合流通・提供業の施設基準は、別表 2 の通りである。

第 6 条(申告証・登録証の交付等) ?法第 30 条の規定による申告証または登録証は次の各号の書式による。

1. 法第 26 条第 1 項本文の規定による音盤等製作業の申告証: 別紙第 5 号の書式

2. 法第 26 条第 1 項本文の規定による音盤等配給業の申告証: 別紙第 6 号の書式

3. 法第 26 条第 2 項及び法第 28 条第 1 項本文の規定による青少年ゲーム場業及び複合流通・提供業の申告中: 別紙第 7 号の書式

4. 法第 27 条第 1 項及び法第 28 条第 2 項の規定によるビデオ物視聴提供・一般ゲーム場業・カラオケ練習場業・複合流通・提供業の登録証: 別紙第 8 号の書式

?令第 11 条の規定により申告証または登録証の再交付を受けようとする者は、別紙第 8 号の 2 書式の流通関連業登録証(申告証)再交付申請書に登録証または申告証が古くなり使えなくなったことが確認できる証拠資料を添付(登録証が古くなり使えなくなった場合に限る。)して市・道知事または市長・郡守・区庁長に提出しなければならない。〈新設 2004.6.12、2005.6.23〉

?市・道知事または市長・郡守・区庁長は第 2 項の規定により申告証または登録証の再交付申請を受けた時には、その申告または登録の内容を確認して申告証または登録証を再交付しなければならない。この場合、変更申告を終えた事項がある場合にはその変更申告事項を当該申告証または登録証に反映しなければならない。

第 7 条(変更申告等) ?法第 31 条第 1 項の規定により営業者が変更申告すべき事項は、次の各号の通りである。

1. 営業者(法人の場合には、その代表者をいう。以下、この号で同様である)の変更(法第 33 条第 1 項または第 2 項の規定により営業者の地位を承継受けた場合には新しい営業者をいう。)

2. 営業所所在地の変更

3. 製作品目または取扱品目(音盤等製作者または音盤等配給業者の場合に限る。)の変更

4. 業種(複合流通・提供業者が営業内容を変更する場合に限る)の変更

5. 商号及び営業所の面積の変更(音盤等製作者及び音盤等配給業者の場合を除く。)

?法第 31 条第 1 項の規定により申告または登録事項の変更申告をしようとする者は、その事由が発生した日から 20 日以内に次の各号の書式による変更申告書を市・道知事または管轄市長・郡守・区庁長に提出しなければならない。

<改正 2004.6.12、2005.6.23>

- 1.法第 26 条第 1 項本文の規定による音盤等製作作業及び音盤等配給業の申告事項変更申告書:別紙第 9 号書式
- 2.法第 26 条第 2 項及び法第 28 条第 1 項本文の規定による青少年ゲーム場業及び複合流通・提供業の申告事項変更申告書:別紙第 10 号書式
- 3.法第 27 条第 1 項及び法第 28 条第 2 項の規定によるビデオ物視聴提供業・一般ゲーム場業・カラオケ練習場業及び複合流通・提供業の登録事項変更申告書:別紙第 11 号書式

?第 2 項各号の規定による変更申告書には次の各号の書類を添付しなければならない。但し、電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律第 21 条第 1 項の規定による行政情報の共同利用を通じて添付書類に対する情報を確認することができる場合には、その確認で添付書類に代えることができる。

- 1.申告証または登録証
- 2.営業所(工場を含む。)所在地を変更する場合には、営業所の賃貸借契約書(賃借した場合に限る。)及び登記簿謄本(賃借した場合として建築物台帳の所有者と賃貸借契約書の賃貸人が異なる場合に限る。)
- 3.製作品目を変更する場合には製作施設及び装備の明細書(製作施設及び装備を替える場合に限る。)
- 4.その他の変更事項を証明する書類

?市・道知事または市長・郡守・区庁長は第 2 項の規定による変更申告を受けた場合には直ちにその内容を確認して、第 6 条第 1 項各号の規定による書式に従って更新された申告証または登録証を交付しなければならない。

?市長・郡守・区庁長は法第 2 条第 8 号・第 9 号・第 11 号及び第 12 号の規定による営業(法第 2 条第 12 号の場合には法第 8 号・第 9 号及び第 11 号に該当する営業が含まれた営業に限る。)を営為する者が第 1 項第 2 号または第 4 号に該当する変更事項を含む変更申告書を提出した時には、申告事業者の場合は第 3 条第 3 項の規定を、登録事業者の場合には第 4 条第 2 項の規定を各々準用して確認・通知等をしなければならない。

第 7 条の 2(職権抹消の確認事項等) ?法第 34 条第 2 項の規定により営業が廃止された営業所を職権で抹消するために市・道知事または市長・郡守・区庁長は該当業者または建物主等営業所の関係人を対象に次の各号の事項を確認しなければならない。

- 1.賃貸借契約の終了の可否
- 2.業者の機構・機器設置の可否
- 3.管轄税務署への閉業申告等営業の閉止の可否

?市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第 1 項の規定により職権で申告または登録事項を抹消する場合、事前に業者に通知し該当機関の掲示板及びインターネットホームページに 20 日以上掲示しなければならない。

[本条新設 2004.6.12]

第 8 条(音盤輸入等の推薦申請) ?法第 35 条第 1 項の規定により外国音盤の輸入または製作に対する推薦を受けようとする者は、別紙第 12 号書式の推薦申請書を委員会に提出しなければならない。この場合、製作に対する推薦申請をすることにおいては製作のための正当な権利を有していることを確認できる書類を添付しなければならない。?委員会は法第 35 条の規定により音盤の輸入または製作に対する推薦をする時には、別紙第 13 号書式の推薦書を交付しなければならない。

第9条(行政処分の基準等) ?法第39条の規定による行政処分の基準は、別表3の通りである。

?市・道知事または市長・郡守・区庁長は行政処分を行った時には、別紙第14号書式の行政処分記録台帳にその処分内容等を記録・管理しなければならない。

第10条(出入記録等) ?法第42条の規定による閉鎖・収去等の措置をするために流通関連業所に出入する関係公務員は、別紙第15号書式に従って関係公務員出入・措置事項を作成し、署名・捺印してこれを当該流通関連業者に交付しなければならない。

?法第42条第4項の規定による収去証の書式は、別紙第15号の2書式による。

?法第42条第6項の規定による関係公務員の権限を表示する証票は公務員証により、協会または団体の役・職員の権限を表示する証票は、別紙第16号書式による。

第11条(模範流通関連業者の指定) ?法第45条及び令第20条第1項第2号の規定により市長・郡守・区庁長が模範流通関連業者を指定することにおいては、次の各号の事項を参酌して具体的な模範流通関連業者指摘基準を定め、それに伴った客観的な評価結果によらなければならない。

1. 営業者の法令遵守実態
2. 営業場の快適性
3. 完全管理及び衛生状態
4. 顧客に対する実態
5. その他合理的の評価基準

?市長・郡守・区庁長は第1項の規定により指定した模範流通関連業者に対して当該業所の内部または外部に別表4の模範業所表示板を付着させることができ、褒章等必要な支援を行うことができる。

?市長・郡守・区庁長は第1項の規定により指定した模範流通関連業者がその指定基準に未達し、または営業停止1月以上の行政処分を受けた時には、直ちにその指定を取消さなければならない。

第12条(手数料) 第46条第1項の規定による手数料の金額は別表5の通りである。

第13条(過怠料の徴収手続き) 令第21条第5項の規定による過怠料の徴収手続きに関しては**国庫金管理法施行規則**を準用する。この場合納入告示書には異議方法及び異議期間等を共に記載しなければならない。

附 則

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条(従前の事業者に対する税申告証または登録証の交付等に関する経過措置) ?従前の規定に従って登録した音盤等製作者または音盤等配給業者が法附則第3条第1項但書の規定により申告証を交付受けようとする場合には別紙第1号書式または別紙第2号書式の申告書(該当書式の具備書類を除外する。)を文化観光部長官(法第47条第2項第1号の規定により音盤等製作業の申告修理の権限を協会または団体に委託した場合には、その協会または団体に)に提出しなければならない。

?従前の規定に従って登録し、または指定を受けたゲーム提供者または総合ゲーム場業者が法附則第3条第2項前段の規定により青少年ゲーム場業・マルチメディア文化コンテンツ設備提供業または一般ゲーム場業の申告証または登録証を交付受けようとする場合には、別紙第3号書式または別紙第4号書式の申請書に該当書式の具備書類中営業施設・機構及び設備概要書1部を添付して市長・郡守・区庁長に提出しなければならない。但し、マルチメディア分kなコンテンツ設備提供業の申告証を交付受けようとする場合には、別紙第3号書式の具備書類を提出しない。

?法施行当時従前の公演法第9条の規定しに従って公演場業の登録をしてビデオ物を専用に上映する者は、法附則第3条第3項前段の規定により別紙第4号書式の登録申請書を市長・郡守・区庁長に提出しなければならない。この場合、別紙第4号書式の具備書類を提出しない。

第3条(施設基準に関する経過措置) この規則施行当時登録したビデオ物視聴提供者・ゲーム提供者またはカラオケ練習場業者は、この規則施行日から6月以内に別表2の改正規定による施設基準に適合するようにならなければならない。但し、別表2の改正規定による施設基準中次の各号の施設に対しては当該営業施設を継続使用する場合に限り従前の規定による。

- 1.別表2第1号イ目ビデオ物鑑賞室業の“通路”の施設基準中(2)
- 2.別表2第3号カラオケ練習場業の“非常施設等”の施設基準中ロ目及び“防音施設等”の施設基準中ロ目

第4条(別表3の行政処分に関する経過措置) この規則施行前の行為に対する行政処分基準の適用においては従前の規定による。

第5条(他の法令の改正) 公演法施行規則中次の通り改正する。第3条第1項本文中“第17条”を“音盤・ビデオ物及びゲーム物に関する法律第5条”とする。

別表1の第2号イ目の題目“映画またはビデオ物専用で上演する公演場”を“映画を専用とする上演する公演場”とする。

附 則

?(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

?(施設基準に関する経過措置) この規則施行当時登録したビデオ物鑑賞実業者及び一般ゲーム場業者はこの規則施行日から3月以内に別表2の改正規定による施設基準に適合できるようにしなければならない。

?(行政処分基準に関する経過措置) 別表3の改正規定にかかわらずこの規則施行前の行為に対する行政処分の適用においては、従前の規定による。

附 則

この令は、2005年6月25日から施行する。